

## 熊本大学研究データポリシー 解説

令和6年12月19日 教育研究評議会決定

本ポリシーの骨子は、

- (1) 研究データ管理は、研究者自身がこれまでやってきたことであり、今後もこれについては変更がないこと、また「研究データの管理、公開（するか否か）、利活用」の方法は、原則として、それを収集・生成した研究者が主体的に決定できること、を、確認すること、および、そのもとで、
- (2) 本学の研究者は、自身の研究活動や研究室における研究データ管理を受け持ち、
- (3) 大学は、研究データ管理、公開及び利活用のための環境整備を受け持つこと、を明確にすることにあり、上記の(1)(2)(3)は、本ポリシーの第3項から第5項に対応している。

熊本大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを理念として掲げている。

研究データを適切に管理し、広く公開することは、本学の研究活動の実現・発展のため不可欠であるだけでなく、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に寄与するものである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進するために、熊本大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

あらゆる分野において膨大なデータを扱うようになってきた今日、研究公正やオープンサイエンスの観点からも、研究データの管理には、個々の研究者だけではなく、大学全体としての関与が必要になってきており、研究者と機関との組織的な協力体制を整えるため、基本方針を謳うことが求められている。

（2021年3月に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画で、「機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、データポリシーの策定率が100%になる」ことが目標として示されている。）

ポリシー未策定により起こり得る不利益として、他機関に異動する際に、ポリシーがない機関にはデータを移管できないということが起こり得る。また、ポリシーがない場合、他機関で作成されたデータを入手できない可能性などが考えられる。

これらのことから、本学が研究データポリシーを持つことは、本学における将来の研究を守るため、また本学の研究者を守るために必要であると考えられる。

本ポリシーは、本学の理念のもとに、これらの趣旨を踏まえ、研究データの管理、公開及び利活用についての原則を定めるものである。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報（数値、画像、テキスト、有体物等）を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

本ポリシーにおける「研究データ」は、研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報と定義し、デジタル・非デジタルを問わない。形態としては、数値、画像、テキスト、有体物など、あらゆる形態を含める。

研究者が以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持・利用している場合には、本ポリシーの対象となる。

データの種別については、統一的な基準があるわけではなく、それぞれの学問分野ごとに扱うデータは異なるため、どのような研究データを管理・公開・利活用の対象とするかは、各部署の実施要領等において、適切な適用範囲を定めることとする。

なお、学部生が作成する卒業論文に付随する研究データについては、原則として、本ポリシーの対象から除外する。

(研究者の定義)

2. 本ポリシーが対象とする研究者とは、本学の役員、教職員、大学院生等、本学における研究活動に従事する全ての者を指す。

本ポリシーにおいて、「研究者」は本学と雇用関係にある教職員に限らず、研究指導を受ける学生・研究生、雇用関係はないが本学が受入れている研究員など、本学における研究活動に従事する全ての者のことをいう。なお、研究活動に従事する場合には、研究指導を受ける学部生も「研究者」となることがある。

(研究者の役割)

3. 研究者は、自らが収集・生成した研究データの管理を行う権限と責務を有する。
4. 研究者は、研究データの価値を守るため、また、研究活動の透明性・公正性を示すため、関係する法令及び学内規則、研究倫理その他これに準ずるものに従って、それぞれの研究分野の特性等を考慮し、適切に研究データを管理し、可能な範囲でのデータの公開、利活用の推進を実施する。

本ポリシーにおける「研究データの管理」とは、研究活動の開始から終了までの過程で、どのようなデータを収集・生成するか、またそれらのデータをどのように扱うかを研究者自身が定め、これを実践することを指し、「適正な管理」のためには、自身の研究が正しく行われていることを検証できる状態にしておくことが重要である。

一例を以下に示す。

- (1) プロジェクト開始時における研究データ管理計画（DMP）の策定とその計画に従った

## 管理

- (2) 研究中の研究データの適切な保存・利用・共有
- (3) 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長、及び保存・移管、廃棄の適切な実施、“公開データ”の公開

複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。また、他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と共同研究を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望ましい。

また、研究データのコンプライアンスなどの観点で遵守する「関係する法令及び学内規則、研究倫理その他これに準ずるもの」については、主なものとして次のようなものが挙げられる。

- ・ 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針
- ・ 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策
- ・ 熊本大学における研究に関する行動規範
- ・ 国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則
- ・ 熊本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規則
- ・ 熊本大学における民間機関等との共同研究規則
- ・ 熊本大学受託研究規則
- ・ 国立大学法人熊本大学職務発明等規則
- ・ 国立大学法人熊本大学における研究開発成果としての有体物に係る取扱規則
- ・ 国立大学法人熊本大学安全保障輸出管理規則
- ・ 国立大学法人熊本大学個人情報管理規則
- ・ 熊本大学情報セキュリティポリシー

その他、各研究分野等における関係法令

なお、研究者の異動に伴う研究データの移管・帰属に関しては、

- (1) 研究者の異動により研究データの所在が不明になることがないように、DMP を適切に作成・修正し、DMP に従った管理を行う必要がある。
- (2) 研究者の異動後も本学が研究データの最終的な管理責任を果たせるよう、デジタルの研究データに関しては、本学が提供する研究データの管理のための情報基盤に保存することを推奨する。
- (3) 研究者の異動に伴う研究データの移管・帰属に関しては、分野の特質を踏まえ、部局の実施要領等で定めることとする。

本ポリシーにおける「公開」とは、アクセス権限なく誰でも利用を可能とする「一般公開」と、アクセス権を付与された限定された者が利用できる「共有」（「制限公開」）を指す。

研究データの公開方法、公開範囲、公開条件、ライセンス等については、研究者自身が決定することができる。ただし、契約等において別段の定めがある場合は、その条件に従う必要がある。

公開に際しては、可能な限り「FAIR 原則」に則って公開することが望ましい。FAIR 原則とは、「Findable (見つけられる)、Accessible (アクセスできる)、Interoperable (相互運用できる)、Reusable (再利用できる)」の頭文字を取った略語であり、現在ではオープンサイエンス推進にあたり、データ公開・共有の適切な状態を示す原則として広く承認されている。

○DOI:10.18908/a.2019112601

※公式日本語訳→“FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)” (2019)。

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究データを公開する際には、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開の可否を適切に判断する必要がある。研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特徴から、公開するものと非公開するものとに分けて進める戦略のこと。「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等の中で謳われている。

#### (大学の役割)

5. 本学は、研究者が行う研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を行う。

本学は、研究者に対し、以下を実施する。

- ・研究データ管理・公開の仕組みの検討と構築、運用（規程・実施要項、ガイドライン等の制定）
- ・研究データ管理・公開のための情報基盤の整備
- ・研究データ管理・公開に関しての周知、啓発と利用促進
- ・研究者が実施する研究データの管理・公開に対する支援

#### (その他)

6. 本ポリシーの趣旨を尊重した上で、部局等内の分野の特性等に応じて、研究データの管理・公開・利活用に関して独自の規程等を策定することは、これを妨げない。
7. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

- ・各部局等内においては、分野の特性等に応じて、必要に応じ、研究データ管理・公開に関して手順の詳細や規程等を定めることは、これを妨げない。
- ・「本ポリシー」及び「本解説」は、データ管理に関わる状況変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的、倫理的要件を尊重した上で、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。